

# 伯耆町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年11月4日策定  
伯耆町

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給料・平均給与

(平成20年1月1日現在)

職種	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
学校給食員	*	*	*	*
用務員	*	*	*	*
電話交換手	*	*	*	*
自動車運転手	*	*	*	*
その他技能労務職員	4人	53.3歳	326,952 円	328,977 円
合計	9人	50.9歳	314,624 円	326,457 円

(注1)「平均給料月額」とは、平成20年1月1日現在における職員の基本給の平均である。

(注2)「平均給与月額」とは、平均給料月額に、諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当)の平均月額を加えたものである。

(注3)個人情報保護の観点から、対象となる職員数1人又は2人の場合は、個人情報が特定されるため、人数、平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額欄をアスタリスク(\*)としている。

### (2) 年代別職員数・平均給料

(上段:人数、下段:平均給料月額)

職種	年齢			
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
学校給食員	-	-	-	*
	-	-	-	*
用務員	-	-	-	*
	-	-	-	*
電話交換手	-	*	-	-
	-	*	-	-
自動車運転手	-	-	*	-
	-	-	*	-
その他技能労務職員	-	-	*	3人
	-	-	*	331,168 円
合計	-	*	*	6人
	-	*	*	333,408 円

(注1)個人情報保護の観点から、対象となる職員数1人又は2人の場合は、個人情報が特定されるため、平均給料月額及び人数欄をアスタリスク(\*)としている。

(注2)数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている。

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)の4級までを適用

#### イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

なし

#### ウ 昇給基準

毎年1月1日に前年1年間における勤務成績に応じ3号給(55歳以上の職員にあっては1号給)を標準として昇給させている。

平成18年4月1日から平成22年3月31日の間給与抑制のため、1号給昇給を抑制している。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の業務については、伯耆町行政改革大綱2005実施計画に基づき、外部委託可能な業務を検討し、外部委託の基準作成、業務の洗い出し方法確立を目指している。併せて、技能労務職員の退職不補充を行っており、人員削減と併せて、国、県等の動向を勘案しながら、適宜給料の見直しを検討していく。

## 3 具体的な取組内容

### (1) 給料表に関する事

平成17年1月から国家公務員の行政職俸給表(二)の技能労務職給料表を導入している。今後、給料支給額等についても国、県、近隣市町村等を考慮して見直しを検討する。

### (2) 手当に関する事

技能労務職員に係る特殊勤務手当はありません。

## 4 職員数の今後の見込み

技能労務職員は平成20年1月1日現在9名おりますが、平成20年4月1日現在では8名になっております。その内、50歳代の職員が6名おり、平成28年度までには6名退職する予定です。退職不補充から職員は半減する見込で、残る職員3名のうち平成35年度までに2名退職する予定です。